

令和4年

第10回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 令和4年5月13日（金）
開会 14時00分 閉会 14時35分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

(1) 令和5年度教員採用試験について

2 議事

第25号議案 個人情報不開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について

第26号議案 公文書非開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について

第27号議案 福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会委員の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：吉田法稔

委 員：前田恵理、木下比奈子、堤康博、久保竜二、松浦賢長

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育監 深瀬信也、教育総務部長 松永一雄、

教育振興部長 田中直喜、総務企画課長 井手優二、教職員課長 日高吉三郎、

高校教育課長 馬渡寛子 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【吉田教育長】

ただ今から第10回教育委員会会議定例会を開催いたします。

傍聴人に申し上げます。受付で配付されました傍聴人の留意事項を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件は、お手許に配布している資料のとおりです。審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 木下委員が挙手 >

【木下委員】

はい。第25号議案及び第26号議案は個人情報を含む案件、第27号議案は人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【吉田教育長】

ただいま、木下委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全 員 が 挙 手 >

【吉田教育長】

全員賛成でございますので第25号議案から第27号議案につきましては、非公開とします。この他非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようですので、以上で、非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて報告（1）を行った後に、非公開にて第25号議案から第27号議案を審議することといたします。

それでは、報告（1）「令和5年度教員採用試験について」を日高教職員課長、お願いいたします。

○報告（1） 令和5年度教員採用試験について

【日高教職員課長】

それでは、令和5年度教員採用試験の概要について、御説明させていただきます。

< 日高教職員課長が資料に沿って説明 >

【日高教職員課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

【堤委員】

資料に「() は4年度採用予定数」とありますが、既に令和4年度採用数は確定していると思いますが、なぜ予定数としているのでしょうか。また、昨年度からの採用試験の主な変更点について説明がありましたが、変更した理由、ねらいを教えてください。要するに試験のハードルを下げたと捉えられるのか、上げたると捉えられるのか、どうでしょうか。

【日高教職員課長】

まず、4年度の採用予定数を記載している理由ですが、これはあくまでも採用予定の段階でどの程度前年度と違いがあるか比較するために、前年度の採用予定数を記載しております。

【堤委員】

令和4年度の採用確定数は、この採用予定数と同じでしょうか。

【日高教職員課長】

同じではございません。小学校については採用予定まで採用できておりません。この採用予定まで採用できていないことが、採用試験の変更に影響しております。

まず、電子申請にしたという点は、世の中の流れで、受験者が志願しやすくするためです。

次に、小学校の試験において、教職教養試験を廃止した点については、本来一次試験の教職教養試験で一定数の点をとった方の中から、専門試験の点数の高い方から可否を決めるという方法で今までやってきました。しかし、小学校につきましては、昨年度倍率が1.3倍と非常に低倍率となっております。以前までの選考の仕方がもう成り立たないような状況となっております。また、受験者が受験しやすくなるという意味も含めまして、教職教養試験につきましては、専門試験の中で一緒に実施するとしております。

また、英語のリスニングについても本来であれば維持したいところではあります。が、志願倍率も低下しており、多くの方に受験しやすくするために廃止としました。リスニング力については、二次試験において英会話の試験を行う中で実証していきたいと考えております。

次に中学校の「技術」、「家庭」についても、昨年度、採用予定数まで採用できていない状況がございます。現職の方であれば当然力は保障されておりますので、現職の方については専門教科を免除するとしております。

また特別支援学校の受験資格については、知的・肢体・病弱という3つの領域については、元々特別支援学校となる前の養護学校という括りで一つとなっており、免許

状も一つとなっております。それが特別支援学校となった時に3領域に分かれたため、本県としては3領域全てを持っている人を受験資格としていた訳でございます。しかし、全都道府県の状況等を調べたところ、同様の受験資格としているところはほとんどなく、特別支援学校についても昨年度採用予定数まで採用できなかったことから、1つの領域でもあれば受験できるように緩和しているところです。

同じく特別支援学校の第一次試験合格者の特例は、昨年度までは二次試験でB以上の評価の者としておりましたが、実際には、B以上の評価の者は全て昨年度採用されて合格となっております。この特例の対象となる者がこのままいくと今年はいない、という状態になります。よって、一旦Cの評価まで、現職者特例の対象とすることにしました。

全体的には昨今の厳しい志願率を踏まえまして、受験しやすくするための改善を図ったものでございます。

【堤委員】

今の説明から、入口のハードルを一見下げているように見えますが、実際は質を落とさないような工夫をしながら採用試験をやっていくという解釈でよろしいでしょうか。

【日高教職員課長】

質はしっかり担保しながら、より受験生が受験しやすいよう変更を行いました。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【木下委員】

受験資格は教員免許が必須かと思えます。もし大学時代に教員になる意思がなく、教員免許を取らずに一般企業に入り、その後教員を志望した場合は、どのように教員免許を取得するのでしょうか。

【日高教職員課長】

普通は大学の教職課程を履修し、必要な単位数等を取った上で、免許を申請する流れかと思えます。ただし、民間で高度な専門知識を持っている方であれば、採用を前提とした免許制度ではあるのですが、特別免許状を授与して教育現場に来ていただくというような制度もあります。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【前田委員】

“Teach For Japan”から優秀な先生が派遣されていると思いますが、その方々は特別免許状で教壇に立っているということでしょうか。

【日高教職員課長】

“Teach For Japan”の考え方として、教育現場を2年間経験し、また違う世界に行くというような哲学があります。一方で3年限りの臨時免許状という制度がございます。臨時免許状になると少し要件が下がりますので、“Teach For Japan”の方については、臨時免許状を交付し、教壇に立っていただいているという状況です。

【前田委員】

臨時免許状が欲しいという申し出はできるのでしょうか。

【日高教職員課長】

臨時免許状はあくまでも講師等で採用するという前提があり、適任者がいるのでこの方について免許を授与してください、という申請があって初めて、免許状を授与できる制度となっております。

公立学校であれば基本的に市町村教育委員会から、県立学校であれば学校から申請がくるような流れです。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本議案については、可決します。

それでは、傍聴の方に申し上げます。この後、非公開の審議となりますので、御退席をお願いいたします。

<以降非公開審議となった>

○第25号議案 個人情報不開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について

個人情報不開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について、審議の結果、原案ど

おり可決した。

○第26号議案 公文書非開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について

公文書非開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第27号議案 福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会委員の人事について

福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会委員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

(1 4 : 3 5)